

やまなし観光産業活性化計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本県の観光産業のさらなる活性化のため、「やまなし観光産業活性化計画」（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、やまなし観光産業活性化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

（委員会）

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。

（検討事項）

第4条 委員会は、計画の策定に係る、次に掲げる事項に関し検討し、意見提言を行うものとする。

- （1）観光産業の生産性向上に関する事項
- （2）観光人材の育成・活用に関する事項
- （3）その他観光産業の活性化に必要な事項

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、観光部観光企画・ブランド推進課において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。